

大阪府宅建政治連盟会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会を大阪府宅建政治連盟（略称、大政連という。）と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所を大阪市中央区におく。

(目 的)

第3条 この会は全国宅建政治連盟（以下「全政連」という。）に加入しその連携のもとに、宅地建物取引業者の政治意識を高揚せしめ、宅地建物取引業制度の確立及び権益を擁護し、政治、経済の研究を行うと共に国民生活の向上と健全なる議会政治体制の強化を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 全国の宅地建物取引業者との連帯を強め、その地位向上のための建議献策
- ② 政治、経済の情報収集および研究に関する事業
- ③ 政治資金規正法の遵守と積極的な政治活動の展開
- ④ 全政連と連携し、国政および関係省庁等に対する陳情、請願活動
- ⑤ 大阪府その他府下各行政機関等に対する陳情、請願活動
- ⑥ 前各号のほか、この会の目的を達成するための諸事業

(会 員)

第5条 この会の会員は次のとおりとする。

① 正会員

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会（以下「大阪宅建協会」という。）の正会員の代表者である個人

② 準会員

大阪宅建協会の準会員A

- 2 前項各号の代表者個人が交替の場合は、前任者の資格を承継できるものとし、承継者は遅滞なく所定の入会手続きをしなければならない。

(入会および入会賛助金・運営費)

第6条 この会へ入会しようとするものは、この会に所定の入会申込書を提出しなければならない。

- 2 入会申込者は前条第1項の会員資格を得た後、速やかに運営細則に定める入会賛助金、若しくは運営費を納入しなければならない。
- 3 前項の入会賛助金は入会申込者が日本国籍である場合、運営費は入会申込者が外国籍である場合に納入すべきものとする。
- 4 前条第2項の前任者資格承継による入会の場合は、入会賛助金・運営費の納入を要しない。

(会費)

第7条 この会の会員は、運営細則に定める会費を納入しなければならない。

(入会賛助金等の不返還)

第8条 この会に納入した入会賛助金・運営費および会費については、いかなる理由があっても返還しない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の1に該当したときは幹事会の決議によって除名処分にすることができる。

- ① この会の名誉を毀損し、または信用を失墜させる行為があったとき
- ② この会の目的に反する行動をしたとき
- ③ この会の会則その他諸規定に違反した行為又は会員としてふさわしくない行為のあったとき

(代議員)

第10条 この会に代議員をおく。

- 2 代議員は会員を代表して大会の構成員となる。
- 3 代議員は大阪宅建協会代議員をもってあてる。
- 4 代議員は役員を相互に兼ねることができない。

第2章 役員

(種類および数)

第11条 この会に次の役員をおく。

- ① 会長 1名
 - ② 副会長 7名以内
 - ③ 幹事長 1名
 - ④ 副幹事長 1名
 - ⑤ 会計責任者 1名
 - ⑥ 会計責任者職務代行者 1名
 - ⑦ 幹事 60名以内
 - ⑧ 監査役 3名以内
- 2 前項の①乃至⑥の役員数は、幹事の員数の中に含まれる。

(役員を選出および選任)

第12条 役員は正会員のうちから別に定める運営細則に基づき選出し、選任する。

(任期)

第13条 役員は任期は大阪宅建協会役員と同一とする。

- 2 補欠により選任された役員は、他の役員任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(職務および権限)

第14条 会長は、この会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が別に定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 幹事長は、この会の会務を掌理する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行し、幹事長が欠員のと

きはその職務を行う。

- 5 幹事は会務を執行する。
- 6 会計責任者は、政治資金規正法に基づく会計業務を行う。
- 7 会計責任者職務代行者は、会計責任者を補佐し、会計責任者に事故あるときは、その職務を代理し、会計責任者が欠員のときは、その職務を行う。
- 8 監査役は、事業および会計の状況を監査する。

(顧問および常任相談役)

第 15 条 この会に顧問および常任相談役を置くことができる。

- 2 顧問および常任相談役は幹事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問および常任相談役は、この会の会議に出席して助言することができるが、議決権を有しない。

ただし、正会員の資格を有する者の場合、大会においてはこの限りでない。

第 3 章 会 議

(会議の種類)

第 16 条 この会の会議は、大会および幹事会の 2 種とし、大会は、年次大会および臨時大会の 2 種とする。

(会議の構成)

第 17 条 大会は、幹事および代議員をもって構成する。

ただし、第 33 条に基づき開催する大会においては、正会員をもって構成する。

- 2 幹事会は、幹事をもって構成する。

(大会の権能)

第 18 条 大会は、次の事項を決議する。

- ① 会則の改正
- ② 事業計画および予算
- ③ 事業および決算報告の承認
- ④ 会長、副会長、幹事長、会計責任者、幹事および監査役の選任および解任
- ⑤ この会の解散
- ⑥ その他この会の運営上重要な事項

(幹事会の権能)

第 19 条 幹事会は次の職務を行う。

- ① 事業の執行に関する事項
- ② 財産管理に関する事項
- ③ 大会に提出する議案の事前審議
- ④ 大会の決議により委任された事項
- ⑤ その他会務の運営上必要な事項

(会議の開催)

第 20 条 年次大会は、事業年度終了後 60 日以内に開催する。

ただし、幹事会が必要と認めるとき、または構成員の3分の1もしくは、監査役から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、臨時大会を開催することができる。

- 2 幹事会は、会長が必要と認めるときに開催する。会長は年次大会終了後30日以内に第1回幹事会を開催しなければならない。

(会議の招集)

第21条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議の招集は、会議の目的たる事項、内容、日時および場所を示して、開会日の7日以前に構成員に対し文書で通知しなければならない。前条第1項ただし書の規定による会議開催の請求があったときは、当該請求の日から45日以内に臨時大会を招集しなければならない。

(会議の議長)

第22条 会議の議長はその都度会長が指名する。

(会議の定足数)

第23条 この会の会議は、その会議の構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

ただし、第25条第1項の代理人に表決を委任した構成員は、これを出席したものとみなす。

(会議の議事)

第24条 この会の会議の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決する。この場合において、議長は議決に加わることができない。

- 2 前項において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任表決等)

第25条 この会の会議に出席できない構成員は、他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

ただし、この会の役員を選挙するときは、会則で定めるその会議の構成員で議決権を有する出席者本人が行い、この場合は、代理人による表決権の行使は、認めない。

- 2 前項の会議に出席できない構成員の書面による表決は、認めない。

(議事録)

第26条 この会の議長は、会議の議事録を作成しなければならない。

- 2 大会の議事録には、議長および出席した構成員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。
- 3 幹事会の議事録には、出席した会長および監査役が署名捺印する。

第4章 その他の機関

(委員会)

第27条 この会の事業を遂行するための執行補助機関として委員会を設置することができる。

- 2 委員会の構成、所管事項および運営に関する諸規定は幹事会の議を経て別に定める。

(地区)

第28条 この会の運営を円滑にするため、大阪宅建協会の支部ごとに地区を置くものとする。

- 2 地区ごとに正会員のうちから地区長を選出する。

- 3 地区長は地区運営の責任者となり、地区活動についての会務を掌理し、その活動状況を本部に報告する。
- 4 地区運営に関する諸規定は幹事会の議を経て別に定める。

第5章 事業および会計年度

(経費)

第29条 この会の経費は入会賛助金、運営費、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

(事業および会計年度)

第30条 この会の事業および会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(暫定予算)

第31条 前条の規定にかかわらず予算が成立しないときは事業年度開始の日より年次大会の日までの期間は、幹事会の定めた暫定予算を執行する。

ただし、この場合は次の大会の承認を得なければならない。

- 2 前項の予算に基づく収入または支出は、新たに成立した予算に基づく収入または支出とみなす。

第6章 事務局

(事務局)

第32条 この会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、幹事会の議決を経て別に定める。

第7章 解散

(解散および残余財産の処分)

第33条 この会を解散する場合および残余財産を処分する場合は第24条第1項の規定にかかわらず、大会において、正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 補則

(委員等の任期)

第34条 委員会の構成役職者、地区長、顧問、常任相談役の任期については第13条の規定を準用する。

(運営細則等)

第35条 この会則に規定するもののほか、この会の会務を執行するため必要な細則は、幹事会の議決を経て運営細則として別に定める。

付 則

この会則は平成28年4月1日より改正施行する。

(昭和49年 4月27日	施行
(昭和51年 6月29日	一部改正施行)
(昭和57年 5月21日	一部改正施行)
(昭和59年 5月26日	一部改正施行)

(昭和61年	2月22日	一部改正施行)
(平成2年	5月28日	一部改正施行)
(平成6年	5月27日	一部改正施行)
(平成7年	5月22日	一部改正施行)
(平成9年	5月27日	一部改正施行)
(平成10年	5月19日	一部改正施行)
(平成11年	11月29日	一部改正施行)
(平成17年	5月20日	一部改正施行)
(平成20年	4月1日	一部改正施行)
(平成23年	5月19日	一部改正施行)
(平成24年	5月22日	一部改正施行)
(平成26年	5月23日	一部改正施行)
(平成27年	5月19日	一部改正施行)
(平成28年	4月1日	一部改正施行)
(平成30年	5月22日	一部改正施行)